

「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」の取扱い開始について

西兵庫信用金庫（本店：兵庫県宍粟市、理事長：桑垣喜一）は、政府の方針を踏まえ、お取引先の脱炭素化に向けた取組みを積極的に後押ししています。

「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」事業は、省エネルギー設備を導入する事業者に対して、金融機関から受けた融資の利息の一部を補助する制度です。制度の利用には、同事業の執行団体である一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）の指定を受けた金融機関から融資を受ける必要がありますが、当金庫は令和5年11月7日（火）、かかる指定金融機関に指定されました。

つきましては、お取引先の脱炭素化に向けた取組みを更に一歩進めるべく、「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」を取扱い開始致しますのでご連絡します。なお、本事業に関するご相談は最寄りの営業店にて受付しておりますのでお気軽にお問い合わせください。

— 記 —

【事業概要】

事業名等	省エネルギー設備投資利子補給金 省エネルギーに資する設備投資等（利子補給対象事業）を行う民間団体等（利子補給対象事業者）に対して、S I I が指定する金融機関（当金庫）が行った融資に係る利子補給金を交付する。
対象事業者	国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主
対象要件	下記(1)～(3)のいずれかを満たす事業 (1) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業 (2) 省エネルギー設備を新設・増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業 (3) データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組みに関する事業
資金使途	S I I が認定する、エネルギー消費効率が高い省エネ設備を新設・増設する設備資金 ※ 設備更新は対象外
利子補給	利子補給率：最大1.0% 利子補給期間：最大10年間（融資期間内かつ10年以内） ※ 融資期間は導入設備の法定耐用年数内
その他	<ul style="list-style-type: none"> 融資の申込みには、S I I への書類提出・承認が必要となります。 利子補給は毎年の予算措置が前提となります。予算措置の減額、停止等により、利子補給が減額、停止される場合があります。 融資には当金庫所定の審査がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。

※ 事業概要に関しては、変更となる場合がございますので、適宜、S I I のホームページ等をご参照ください。

以 上